

2. 活用方針案について

(1) 対象施設について

長崎市では No.1～10 の対象施設すべての一体的な活用事業者募集を想定しておりますが、対象施設から除くべき施設や、個別の募集、グループ分け等の異なる募集方法を希望する場合にはその理由と合わせてご記載ください。

<ご意見>

(2) 運営期間について

対象施設の運営期間(公共施設等運営権の設定期間及び民間活用対象施設の貸付期間)は、最長 15 年程度を想定しております。希望する運営期間や期間延長の考え方についてその理由とあわせてご記載ください。

<ご意見>

(3) 事業方式について

本事業では、長崎市が公共施設である全施設の所有権を保有しつつ、民間事業者による自由度の高い運営を実現するため、スモールコンセッションの考え方に基づき、PFI 法に基づく公共施設等運営権の設定による事業方式の採用を想定しております。

具体的には「参考資料2 活用方針案」に記載のとおり、対象施設を公共利用対象施設と民間活用対象施設に分け、公共利用対象施設については、「利用料金対象施設」として民間事業者に運営権を設定することで運営を行い、民間活用対象施設については、提案に基づいて施設の貸付(有償)を行うことにより民間事業者の独立採算で運営を行うことを想定しております。

この事業方式について、本事業をより効果的・効率的に進めるため、または、貴社及び貴社グループが本事業へ参画しやすくするためのご意見を記載ください。

<ご意見>

(4)業務範囲について

「参考資料2 活用方針案 4-1-(4)業務範囲」に記載した維持管理業務、運営業務の業務範囲のうち、除くべき業務、含めるべき業務等についてご意見を記載ください。

<ご意見>

(5)事業者及び市の収入等について

「参考資料2 活用方針案 4-1-(5)事業者及び市の収入等」について、公共利用対象施設については施設利用料を事業者の収入とし、運営権対価の提案を受けつけること、民間活用対象施設については独立採算を原則とすること等についてご意見を記載ください。

<ご意見>

(6) 提案に基づく活用用途の認可の流れについて

「参考資料2 活用方針案 4-1-(6)提案に基づく活用用途の認可の流れ」について、活用提案にあたっての懸念事項や市への要望等があればご記載ください。

<ご意見>

3. 活用提案について

貴社または貴社グループが想定する活用提案についてご記載ください。

<活用用途>	<対象施設>
<input type="checkbox"/> 展示施設	No.()
<input type="checkbox"/> 飲食・物販施設	No.()
<input type="checkbox"/> 宿泊施設	No.()
<input type="checkbox"/> オフィス	No.()
<input type="checkbox"/> その他 ()	No.()

<事業概要>	
(例) コンセプト	
(例) 初期投資規模	
(例) 利用対象者層	
(例) 利用料金単価	
(例) 利用者数	
(例) 利活用を通じた地域への効果	

※活用対象施設

- No.1 旧長崎英国領事館
- No.2 東山手甲十三番館
- No.3 東山手十二番館
- No.4 東山手洋風住宅群
- No.5 南山手乙27番館
- No.6 旧長崎税関下り松派出所
- No.7 旧香港上海銀行長崎支店
- No.8 南山手8番館
- No.9 南山手乙9番館
- No.10 旧紅葉本館・旧紅葉氏宅

※意見書に付して提案書(任意様式)を提出することも可能です。提案書は任意様式としますが、意見書の内容を補足する活用用途や事業計画(例:初期投資規模、利用対象者層、利用料金単価、利用者数、収支計画)、利活用を通じた地域への効果について可能な範囲でご記載ください。

※必要に応じてコピー・貼り付けにより回答欄を追加ください。

4. その他

(1) その他、ご意見・ご要望等があればお聞かせください。

<ご意見>

(2) 検討にあたって必要なデータ等があればお聞かせください。

<ご意見>